

第 15 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 3 月 5 日 午後 3 時 30 分から

開催場所：福津市立図書館研修室

出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名

欠席者：無

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 15 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員全員出席です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	<会長挨拶>
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、4 番、5 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 106 号から日程第 10 議案第 115 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。 それでは、日程第 1 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	機械類を所有されておませんが、叔父さんから借りられるとのこと。近隣の方と水利関係を確認し、納得いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。

	次に、日程第 1 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	1522 番の農地は、私が使用貸借し耕作予定でしたが、この件により合意解約しております。譲渡人は、後継ぎもおられず、近隣で耕作されている譲受人との農地の売買が成立したようです。譲受人は、米、露地野菜等、多くの農作物を栽培されております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 それでは、日程第 2 議案第 107 号農地法第 4 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	昨年の 12 月に農地法第 3 条で許可された農地です。水稻を耕作される予定でしたが、かなり水はけが悪く、道路の高さまで盛土による農地改良を行って、オリーブ等の果樹栽培を行うとのことです。東西の水路はそのまま使用することで、水利組合の承認を貰われております。
事務局	造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。
	次に、日程第 2 議案第 107 号農地法第 4 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	道路側の水路の強度がなく、ボックスカルバートに入れ替え、駐車場を作られます。隣接する駐車場より 20 cm ほど高く地上げされ、北側の農業用水路の境界にはブロック積みをされます。雨水は南側の水路へ排水され、地元水利組合の同意を取られております。
事務局	造成費、整地費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。

	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 108 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
担当委員	<p>既に周囲には家が建っており、2 棟の建売住宅の建築です。申請地の西側に家が建ち、南北の市道からそれぞれ進入されます。上下水は西側の市道の公共のものへ繋ぎ込まれ、雨水も道路側溝へ放流されます。農業用水路へ雨水は流れ込みますので、協議し泥等の流出が無いよう、駐車スペースもコンクリート敷きにして頂いております。</p>
事務局	<p>土地代、造成費、住居建築費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 108 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
担当委員	<p>1 区画の宅地分譲です。上下水は北側の県道の公共のものへ繋ぎ込まれ、雨水は西側の市道の道路側溝へ放流されます。周囲はブロック 1 段積みで囲われ、地上げされるようです。</p>
事務局	<p>土地代、造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 108 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
担当委員	<p>駐車場の建設です。雨水は西側の水路へ放流されます。前面東側の水路の進入部はボックスカルバートに入れ替え橋をかけることで、水利組合の同意を貰われております。</p>

事務局	土地代、造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第3議案第108号農地法第5条の規定による許可申請の番号4について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 752番1はコンクリート敷き、752番2は砂利敷きをされ、計画図のような車の保管所です。雨水は自然流下で道路側溝へ排水されます。費用を上回る預金通帳を確認しております。解体してコンテナに積めるという作業をされる懸念があり、油の流出という事も考えていかなければならないと考えます。他地域のお話を伺いながら、審議を頂ければと思います。
事務局	委員も言われましたが、土地代、造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
委員	車を解体されるのであれば、オイルが出ないとは考えられない。解体されなくても長期間置かれれば漏れ出てきます。学校が近く景観や安全の問題もありますが、農業委員会への申請より前に、地元でオイルや雨水排水の問題は協議しておく事が必要ではないでしょうか。
委員	3,000㎡を超える県の開発指導では、解体作業をする場所は、コンクリートかアスファルト敷きでグリストラップを設け、オイルの除去をすることとなっています。
委員	上西郷区は、山林の中に同様の業者があります。その建物の裏に、古賀から水を買っている唯一の水路があり、いろいろなものが流れてきます。頻繁に見回り、担当課へ要望をしております。
委員	地目が畑の場合は、水利との協議は不要ですか。
事務局	基本的に畑の場合は不要としております。
委員	申請目的は資材置場(車の保管所)となっており、詳しく話を聞くと車を解体して輸出するとのこと。車の保管だけなら問題はないが、解体をするのでは、申請に問題があるのではないのでしょうか。

委員	手光区でも山の中に同様の施設があります。計画どおりに車をきれいに並べて利用されるか疑問です。手光区では山積みに置かれ、倒産されそのまま放置されています。一度許可すると続いていきますので、自治会で確認された方が良いでしょう。
委員	計画図に雨水を流し込む、前面道路と側溝の記載がありません。
議長	書類の不備、地元との協議の不足がありますので、保留させていただき、地元と再協議をして頂き、再申請いただくこととします。
事務局	次に、日程第3議案第108号農地法第5条の規定による許可申請の番号5について、事務局の提案をお願いします。
担当委員	〈議案朗読〉 以前から利用されていたようですが、農地へ復元され、植木、造園用資材等を置かれる資材置場として申請して頂いております。雨水は自然流下です。隣地との協議はされておられます。
事務局	土地代、整地費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。賛成多数で許可相当といたします。
事務局	続きまして、日程第4議案第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告(相続等の届出)について、事務局の説明をお願いします。
議長	〈議案朗読〉 相続等の届出です。
事務局	続きまして、日程第5議案第110号農業用付帯設備に係る行為の届出報告について、事務局の説明をお願いします。
議長	〈議案朗読〉 農業用付帯設備の届出です。ご確認をお願いします。
事務局	続きまして、日程第6議案第111号農地改良行為(客土)に関する届出報告について、事務局の説明をお願いします。
議長	〈議案朗読〉 農地改良行為の届出です。ご確認をお願いします。
事務局	続きまして、日程第7議案第112号非農地証明書の発出にかかる報告について、事務

事務局 議長	<p>局の説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p>
議長	<p>非農地証明書の発出です。ご確認をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 113 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 議長	<p><議案朗読></p> <p>合意解約の報告です。ご確認をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第 9 議案第 114 号福津市農業振興地域整備計画(旧福間町)の変更に係る意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 議長	<p><議案朗読></p> <p>この議案について、担当部署である農林水産課に説明頂きたいと思いますが、入室させてよろしいでしょうか。</p>
農林水産課	<p>農振除外の説明をさせていただきます。1 番、2 番は市外にお住まいの所有者それぞれから申請いただき、耕作放棄地である農地に自動車解体場を建設されたいとの申請がなされております。この 2 筆に工場 120 m²、2 棟のプレハブ事務所 33 m²、解体前の自動車置場 320 m²、解体後の自動車置場 320 m²、解体後の部品置場 300 m²という計画となっております。南側に古賀市水利の水路があり、古賀市の水利権者からの承諾を貰っています。雨水は敷地内にグリストラップを設置し北側の道路側溝へ排水、雑排水は合併浄化槽を設置し排水されます。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
委員	<p>地元区への説明はされていますか。南側の水路は江戸時代から、古賀市から水を買っている上西郷区にとって重要な水路です。</p>
委員	<p>この土地は、舍利蔵区にありますが水利は内殿区です。内殿区の川に流れ込みます。</p>
農林水産課	<p>行政書士が地元、舍利蔵区と古賀市の水利組合へ説明され、同意を貰われています。内殿、上西郷地区への説明はなされておられません。</p>
議長	<p>まだ書類の整理ができていないものと考えます。もう一度整理頂き、議論できる状態で再審議させていただきます。また図面等、審議できる資料の提供をお願いします。</p>
農林水産課	<p>もう1件、番号 3 についてです。現在、内殿で整骨院を営まれている申請者が、妻の実家の所有である申請地へ住宅兼店舗の建築をされるとのことです。上下水は北側の市道の公共のものへ繋ぎ込まれ、雨水も北側の道路側溝へ放流されます。</p>

議長	<p>説明資料の不足がありますので保留し、もう一度整理頂き、再審議させていただきます。</p> <p>続きまして、日程第 10 議案第 115 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
議長	<p>農用地利用集積化計画の策定です。</p> <p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。</p> <p>以上で議案の審議はすべて終わりました。</p>
事務局	<p>(勝浦地区の農地について、農林水産課から地域計画についての説明、非農地通知について、事務連絡等)</p>
局長	<p>以上を持ちまして第 15 回福津市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。</p> <p>福津市農業委員会</p> <p>会長</p>